

第2章 目指す環境像と基本方針

1 目指す環境像

本市は、平成25年に策定した「垂水市環境基本条例」を踏まえ、「目指す環境像」を次のとおり定めます。「目指す環境像」は、市・市民・事業者に通ずる長期的な目標として、将来の本市の姿を示すものです。

また、現在の市民ばかりでなく、未来の市民のためにも豊かで快適な本市の環境を継承することを目指します。

[目指す環境像]

豊かな自然に恵まれ、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまち、垂水

[豊かな自然]

市民は、磯や田畑、里山の身近な生き物に、食べる、遊ぶ、ふれあうなどを通じて親しんできました。磯のマアジ、アラカブ、田畑の草である春の七草やヨモギ、里山の山菜などは身近な食材として市民の生活にとけ込んでいます。磯のカニやエビ、雑木林のカブトムシや田んぼのトンボ、小川の小鱼などは子供たちの遊び相手となってきました。このような身近な生き物が生育・生息できるような環境の保全に努めます。

[環境負荷の少ない]

市民が日常生活を送る上で欠かせない、自然に戻らない家電製品等の利用、ごみや生活排水の排出は環境に負荷を与える行為です。また、工業・農業・畜産業・水産業といった事業活動においても、ごみや工場・畜産排水の排出、農薬の散布、漁船操業の際の排気ガスの排出によって環境に負荷を与えています。これらの行動が環境に負荷を与えていることをあらためて認識し、市・市民・事業者が協力して地球温暖化やごみ問題、生活環境の保全に取り組むことで、環境負荷の少ない社会の実現を目指します。

[持続的発展が可能]

「環境」と「開発」は互いに反するものですが、それらの折り合いを見出し、環境保全を考慮した節度ある開発が可能であると考えます。市民が協力して農地の荒廃対策や漁業資源の保全などに取り組み、農林水産業を活性化し、かつ、美しい磯や田畑、里山の創出に努めます。

[垂水市環境基本条例]

私たちはかけがえのない地域の自然環境及び社会経済活動との調和を図り、これまで以上にそれぞれの役割及び責任の下に協働して、環境負荷の少ない、持続的発展が可能なまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

[荒崎パーキング]



[宇喜多秀家公潜居跡地展望所]



[牛根麓埋没鳥居展望公園からの展望]



[おたけどんの郷]



[猿ヶ城溪谷・森の駅たるみず]



[高峠つつじヶ丘公園]



[垂水千本イチョウ園]



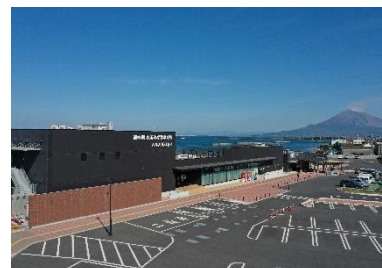
[宮脇公園]



[道の駅たるみず]



[道の駅たるみずはまびら]



垂水市の名所
写真 垂水市

2 「基本方針」と「持続可能な開発目標（SDGs）」

「目指す環境像」を実現するために、「基本方針」を策定し、具体的な取組を推進していきます。基本方針は、垂水市環境基本条例に定められている基本理念を踏まえ、次の内容とします。

基本方針	
1 豊かな自然の保全	～自然共生社会の構築～
2 快適な生活環境の確保	～生活環境の保全～
3 貴重な資源の循環	～循環型社会の構築～
4 効率的なエネルギーの使用	～低炭素社会の構築～
5 環境とふれあう機会の充実	～環境教育・学習の推進～
6 市民参加型の環境活動	～地域振興計画を生かす～

また、令和2年3月に本市が策定した『第2期 垂水市まち・ひと・しごと創生戦略』では、各施策の展開の中で、2015年に「国連持続可能な開発サミット」で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を目標や指標に結び付けていることから、本計画でも基本方針に、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標を関連付けることとしました。

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、国際社会全体の17の開発目標（次頁参照）のことです。『第2期 垂水市まち・ひと・しごと創生戦略』の中で本環境基本計画と関わりがあるものとしては、「空き家バンク登録件数（SDGs17の目標の中の【11】【17】）」、「民泊受入（SDGs17の目標の中の【11】【14】【15】）」、「ふるさと体験活動（SDGs17の目標の中の【4】）」、「地域振興計画の取組事業数（SDGs17の目標の中の【1】【5】【6】【10】【11】【14】【15】【17】）」、「空き家解体撤去助成事業（SDGs17の目標の中の【11】【17】）」、「森林面積（SDGs17の目標の中の【9】【11】【13】【15】）」といったものがあります。



国連の壁のプロジェクトンマッピング（SDGs採択時）



基本方針1 豊かな自然の保全(自然共生社会の構築)

市民は、自然に育まれると同時に、生活の糧として自然を利用してきました。本市には、豊かな自然が残っていますが、近年の経済活動により一部の自然が失われています。現状の自然を踏まえた上で、生物多様性や森林、農地、水辺などの自然環境の保全に取り組み、市民の暮らしと自然が共生できる豊かな自然環境の確保に努めます。

関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。

14 海の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。

15 陸の豊かさも守ろう

基本方針2 快適な生活環境の確保(生活環境の保全)

持続可能な社会は、人の健康や生活環境への被害が生じないことが前提になります。このため、大気、水、土壌などを良好な状態に保全し、騒音・振動などの都市生活型公害、化学物質等の問題に適切に対応するなど、市民が安心して暮らせる快適な地域環境の確保を目指します。

関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。

3 すべての人に健康と福祉を

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。

11 住み続けられるまちづくりを



基本方針3 貴重な資源の循環(循環型社会の構築)

社会経済活動によって発生した廃棄物を大量に放置してきた社会システムや生活様式を見直し、バイオマスを地域資源、エネルギー資源として利活用し、環境への負担が少ない循環型社会を構築することを目指します。

本市では、ごみを分別して回収し、できるだけ資源として再生利用する取組を進めています。今後は、ごみを発生させない(発生抑制)、修理して繰り返し使う(再使用)ための取組を推進することによって、ごみとして処分する資源の量を更に減らすことが求められています。ごみを減らすことで、環境への負荷を減らし、地球にやさしいまちづくりの構築に努めます。

関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確認する。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

持続可能な消費と生産のパターンを確保する。

12 つくる責任 つかう責任

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。

13 気候変動に具体的な対策を



基本方針4 効率的なエネルギーの使用(低炭素社会の構築)

本市は、資源の枯渇が懸念される「エネルギー問題」への対応とエネルギー使用に伴う温室効果ガスによる「地球温暖化」の防止に向けて「垂水市地域省エネルギービジョン」を策定しました。このビジョンでは、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向かって、市役所・事業所・各種団体・学校等がそれぞれの立場で取り組む基本理念「省エネルギーのまち垂水市～小さなこと、できることから実践」を掲げています。市民による小さな省エネルギー活動に取り組み、低炭素社会を構築することを目指します。

関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

3 すべての人に健康と福祉を

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に具体的な対策を



基本方針5 環境とふれあう機会の充実(環境教育・学習の推進)

子どもと大人が共に自然に親しみ、暮らしのあり方を見つめ直すことができるように、地域の身近な環境と日常的にふれあうさまざまな機会を用意し、学習環境を整えます。それらのことを通じて、地球規模の環境についても理解を深め、人と環境の良好な関係を保つことができる社会づくりを目指します。

関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。



基本方針6 市民参加型の環境活動(地域振興計画を生かす)

本市には9つの地区があり、それぞれの地区で地域振興計画を策定しています。地域振興計画の中には環境に関する事項も多く取り上げており、こうした市民の環境に対する意識の高さを活かして、市民参加型の環境活動を進めていきます。

関連する「持続可能な開発目標(SDGs)」

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する。



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



垂水市環境基本条例(基本理念)

第3条 市は、健全で恵み豊かな環境の保全について、次に掲げる事項を基本理念として定め、推進するものとする。

- (1) 市民の健康で文化的な生活の基盤となる地域の良好な環境を確保し、健やかで快適な暮らしを実現すること。
- (2) 市、事業者及び市民が自らの活動と環境との関わりを認識し、環境への負荷の少ない循環型地域社会を構築すること。
- (3) 自主的かつ積極的に自然とのふれあいを深め、河川をはじめとする水環境の保全及び自然との共生を確保し、自然的構成要素を良好な状態に保つこと。
- (4) 地球環境の保全は、全ての者が自らの課題であることを認識し、あらゆる事業活動や日常生活において積極的な活動により推進すること。

3 施策の体系

本計画では、「目指す環境像」を実現するために6つの「基本方針」を策定し、それぞれの「基本方針」を達成するために「基本施策」を定めます。なお、重要な課題や緊急性の高い事項については、「重点施策」として位置づけ、迅速に対応します。

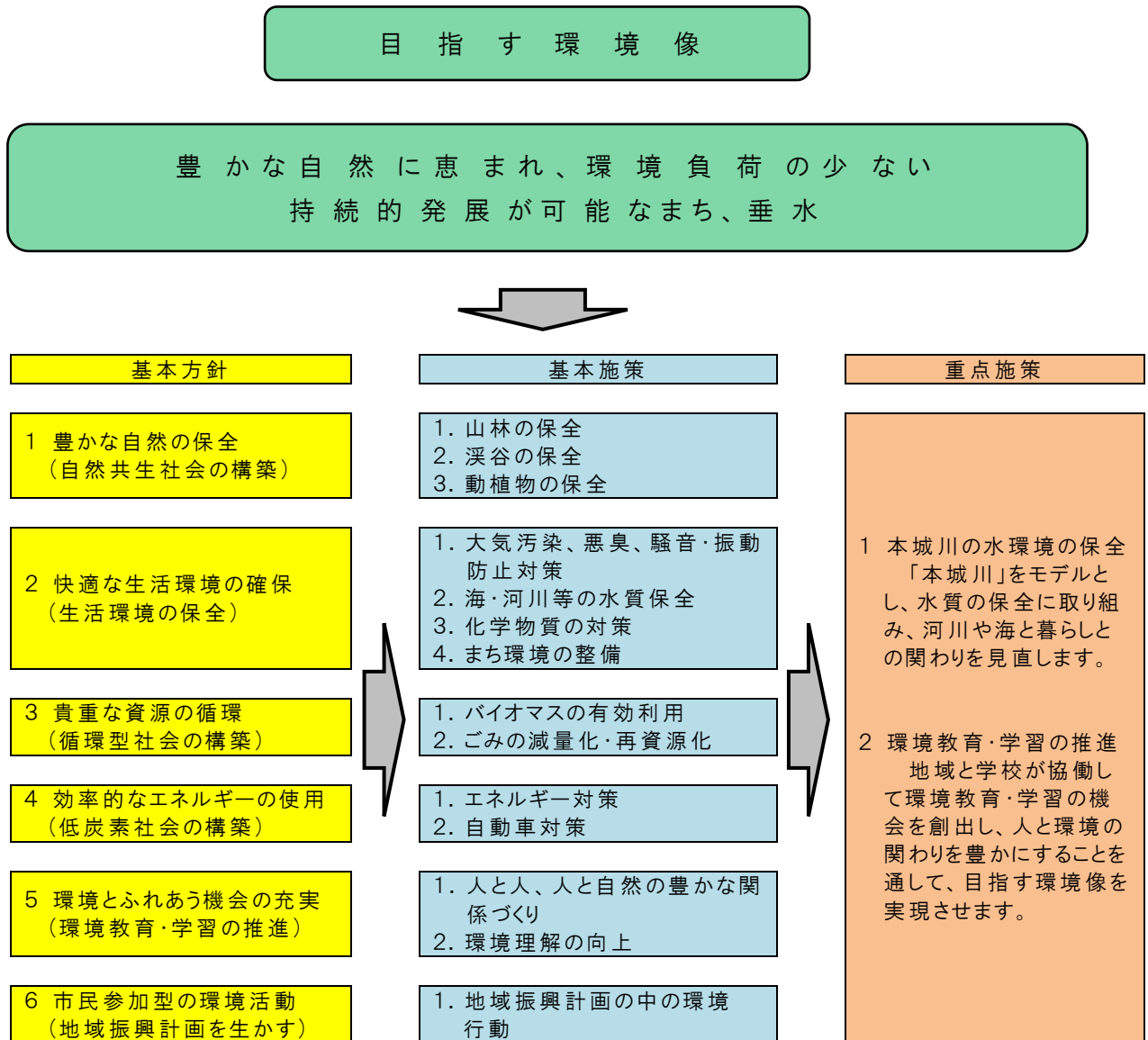


図 2-1 計画の基本的な構成